

あなたに対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス（医療保険における訪問診療を行う場合には、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は訪問診療と読み替えるものとする。以下、サービスという）の提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし病院  
所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地  
法人種別 医療法人  
代表者名 理事長 柵木 充明  
電話番号 052(777)5688  
FAX番号 052(777)1767

名古屋市長から指定を受けているサービスの種類 居宅療養管理指導  
指定番号 2311501494

東海北陸厚生局長東海北陸厚生局長への届出に関する事項  
指定番号 1501494  
在宅療養支援病院として登録しています。

## 2. 事業の目的と運営方針

- ①. いのこし病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
- ②. 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者があるに於いて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ③. 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ④. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 3. ご利用事業所の従業員数及び勤務の体制

(1) 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務 いのこし病院院長）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 2名（常勤 内1名兼務）

（平成30年 6月 1日 現在）

## 4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時50分～17時00分

注）年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

